11	4,867円以上	5,167円未満	3,930円
12	5,167円以上	5,500円未満	4,110円
13	5,500円以上	5,833円未満	4,290円
14	5,833円以上	6,167円未満	4,460円
15	6,167円以上	6,500円未満	4,620円
16	6,500円以上	7,000円未満	4,770円
17	7,000円以上	7,667円未満	5,040円
18	7,667円以上	8,333円未満	5,270円
19	8,333円以上	9,000円未満	5,470円
20	9,000円以上	9,667円未満	5,620円
21	9,667円以上	10,333円未満	5,750円
22	10,333円以上		5,820円

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東二三七一番一から同町大字西大塚字岡原二二三〇六番まで	前	一六・二〇～二〇・四〇メートル
	後	一八・八〇～四二・八〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	山形県東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東二三七一番一から同町大字西大塚字岡原二二三〇六番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日

○東北地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	東松島市小松字明神下八三番一から同市小松字伊勢浦九番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月三十一日

○関東地方整備局告示第三百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市金沢字並松七五番一から同市宮川字中野六六三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	茅野市宮川字家下四五〇三番一から同市宮川字素麺畑四四五三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日

○中国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	笠岡市カブト南町二四七番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月三十日

○中国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山口市朝田字引地五一番二から同市朝田字徳定一二八番一まで	前	三四・〇〇～五七・〇〇メートル
	後	三〇・五〇～六七・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市朝田字引地五一番二から同市朝田字木船八七九番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十九日